

文書質問答弁書

回 答 日：令和6年10月18日

担当部局：総務部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく荻須智之議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【答弁】

議員からは、四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例に関する市長の行動についてご質問をいただきました。

ご質問いただいた職員へのアンケート調査につきましては、令和4年3月に同条例が制定され、令和5年度末で施行後2年が経過することを受け、具体的にどのような場面で職員がハラスメントを受けたと感じているのかを調査し、一人ひとりの職員がハラスメントを感じることはない環境を構築することを目的として実施したものです。

調査は、全ての所属長を対象としたアンケート方式で実施し、令和5年度の事案を対象に「ハラスメントを受けたと感じた職員の所属、氏名、階級」、「事案の発生時期」、「相手方の議員名、会派名」、「ハラスメントの種類（過大な要求・精神的な攻撃など、厚労省の示したハラスメント種類のどれに当たると感じたか）」、「場面（対面、電話など）」、「事案の概要」について回答を求めました。

その結果、報告された事案を精査した上で、7件の事案について、令和6年4月19日付文書「四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例の施行後の状況に関する調査結果について」により、職員及び議員の氏名、会派名等の個人の特定につながる情報を除いて議長にご報告するとともに、議員活動における職員に対するハラスメントの防止及び排除について引き続きご配慮いただくようお願いいたしました。

その後、市議会より、事案の詳細の把握を進めるため、各事案の対象議員について情報提供のご依頼をいただいたことから、事案ごとの議員名を回答させていただいたところ です。

ご質問の中で触れられている「議員への聞き取り調査」については、このような経緯の中で、議会の内部手続として実施されたものと認識しており、執行部として把握していないことから、答弁はいたしかねます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。